

二、凡ゆる闘争場面にこの要求を持ち出す事。

家内の労働に對し健康保険法運用に關する件

大阪履物組合提出

主 文

我等は現行健康保険法を家内の工業労働者にも適用するやうに即時改正する事を要求す。

理 由

我が日本の法律中には労働者を保護するに足る法律は殆どないといつてもよい。その中でも工場労働者には工場法があり、健康保険法があるので、傷病等の場合には辛うじて生命をつなぐ事が出来る。しかし、家内労働者に至つては一度傷病にかゝれば座して死を待つのみだ。故に吾等は健康保険法の適用範囲の擴張を緊急事として要求する。

實行方法

- 一、政府に對し請願運動を起すこと。
- 二、全國にわたつて大衆に呼びかけ猛運動を捲起すこと。
- 三、無産代議士を通じて議會に反映すること。

健康保険法改正に關する件

東京乗合自動車現業員會 提出

主 文

我等は健康保険法の労働者の合理化の實現を要求す。

理 由

現行健康保険法は労働者に取つて不利益の點が多く、改正を要する部分が非常に多いが、我々は目下の緊急對策として保険料を全額國家負擔とし、尙ほあらゆる種類の労働に従事する労働者に適用するやうにせねばならぬ。

實行方法

具體的方法是新中央委員會一任。

屋外労働者災害扶助法改廢に關する件

日本運輸労働組合
大阪運輸労働組合
提出

主 文

現行制屋外労働者災害扶助法の缺陷を修正補足し、より廣範圍にわたる實施の徹底を期す。

理 由

運輸その他一般屋外労働者大衆の現實生活の痛苦より、日常作業の不安と危険に對する救済制度の即時實施の要求が全般的に捲き起るや、政府はあはたどしくも、今年一月社會局を通じ「屋外労働者災害扶助法」を發布し廣く社會